

社会福祉法人山形県コロニー協会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形県コロニー協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、別表1により報酬、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 職員就業規則第2条に規定する職員である常勤理事については、職員給与規程に基づき職員俸給、職員諸手当、賞与及び退職手当を支給する。
- 4 前項に該当しない常勤理事については、報酬、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。
- 5 前3項の退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当とする。
- 6 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全非常勤理事の報酬総額は、年間180万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の全常勤理事の報酬及び給与の総額は、年間1,800万円以内とする。
- 4 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 5 非常勤役員及び評議員が会議等に出席したときは、交通費を支給する。
- 6 常勤理事が業務のために出張した時は、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給時期及び支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、会議等に出席の都度、現金で支給する。ただし、本人から申し出があった場合は、1月分をまとめて本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤理事に対する職員俸給等の支給時期及び支給方法は職員給与規程に基づくものと

する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬

| 区分 | 月額 |
|-------------------------|--|
| 理事長 | 月額 430,000円 |
| 職員就業規則第2条に規定する職員である常勤理事 | 職員給与規程別表第1職員給料表中「職務の級」6級に定める給料月額 |
| 上記以外の常勤理事 | 報酬月額 退職直前に受けていた給料月額の75%以内の金額で、理事長が定める額 |

別表2 非常勤理事の報酬

| 区分 | 報酬の額 |
|--------------------------|------------|
| 理事長（業務に従事した時間が4時間を超えた場合） | 日額 20,700円 |
| 理事長（業務に従事した時間が4時間以下の場合） | 日額 11,000円 |
| 理事会等の会議への出席（理事長以外） | 日額 5,568円 |
| 上記の他、業務のための出勤（理事長以外） | 日額 5,568円 |

別表3 監事の報酬

| 区分 | 報酬の額 |
|---------------|------------|
| 監事監査 | 日額 11,136円 |
| 理事会等の会議への出席 | 日額 5,568円 |
| 上記の他、業務のための出勤 | 日額 5,568円 |

別表4 評議員の報酬

| 区分 | 報酬の額 |
|---------------|-----------|
| 評議員会等の会議への出席 | 日額 5,568円 |
| 上記の他、業務のための出勤 | 日額 5,568円 |